

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 25 年 2 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 公共埠頭計画	2
2 小型船だまり計画	3
3 港湾環境整備施設計画	4
4 土地造成及び土地利用計画	5

変更理由

1. 現在の利用状況を鑑み、神戸空港地区の内航輸送の効率化を図るため、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画及び、土地利用計画を変更する。
2. 都心・ウォーターフロントの将来像である『「港都 神戸」ランドデザイン』の実現に向け、親水性の高いオープンスペースを形成するため、中突堤・高浜地区において、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
3. 中突堤・高浜地区において、周辺施設と一体となって機能する魅力的な施設の立地を図り、市民に親しまれる魅力あるウォーターフロント空間の形成を図るため、土地利用計画を変更する。

1 公共埠頭計画

現在の利用状況を鑑み、神戸空港地区の内航輸送の効率化を図るため、公共埠頭計画を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

神戸空港地区

水深7.5m 岸壁2バース 延長 260m [既設の変更計画]

埠頭用地 2ha [既設の変更計画]

既設

水深 7.5m 岸壁1バース 延長 130m

埠頭用地 1ha

2 小型船だまり計画

官公庁船、通船等のための小型船だまり計画を以下のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

中突堤・高浜地区

防波堤（波除）		延長237m	（既設）	[既定計画の変更計画]
物揚場 水深	2.7m	延長287m	（既設）	[既定計画の変更計画]
埠頭用地	1 ha		（既設）	[既定計画の変更計画]

既定計画

公共埠頭計画

物揚場 水深2.7m 延長137m [既設]

小型船だまり計画

防波堤（波除） 延長 160m

小型さん橋 2基

なお、これに伴い、第1波止場波除堤延長122m及び新港1突波除堤延長115mを撤去する。

3 港湾環境整備施設計画

公共埠頭計画の変更に伴い、神戸空港地区において、緑地を次のとおり変更する。

また、親水性の高いオープンスペースを形成し、魅力ある港湾の環境の整備を図るため、中突堤・高浜地区において、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

神戸空港地区

緑地 10ha (うち 6 ha 工事中) [既設の計画変更]

中突堤・高浜地区

緑地 14ha [既定計画の計画変更]

既設

神戸空港地区

緑地 10ha (うち 6 ha 工事中)

既定計画

中突堤・高浜地区

緑地 13ha

4 土地造成及び土地利用計画

神戸空港地区及び中突堤・高浜地区の土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1) 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
神戸空港地区	(5) 5	(2) 2		(16) 16		233	(10) 17	(32) 272
中突堤・高浜地区	(7) 7		(17) 17		1	(1) 1	(13) 14	(39) 41

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

2) 土地造成計画

次の土地造成計画を削除する。

(単位：ha)

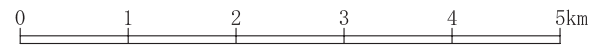
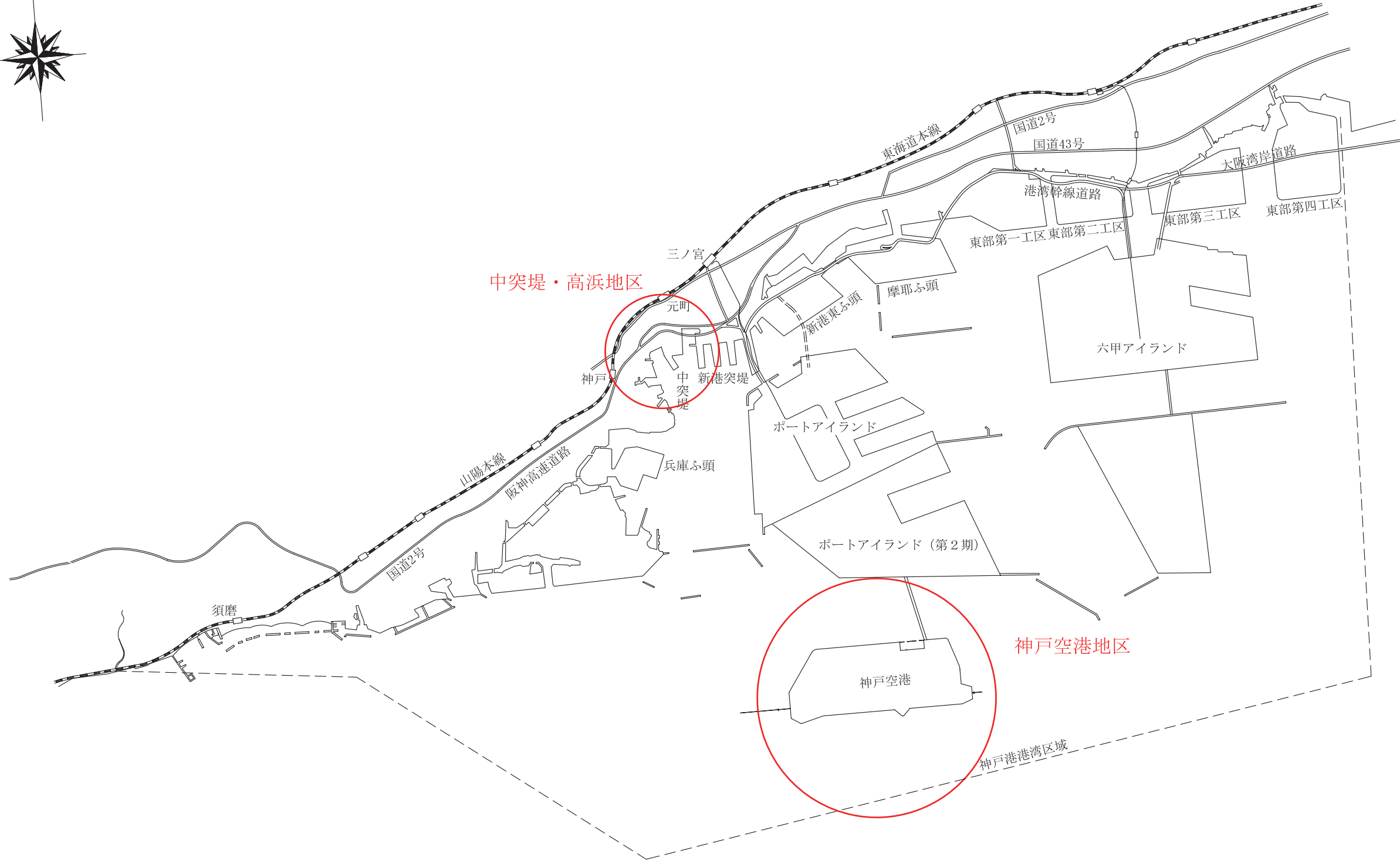
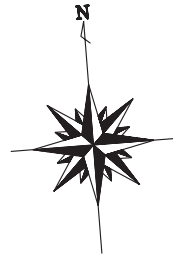
用途 地区名	交流厚生 用地	緑地	合計
中突堤・高浜地区	(3) 3	(1) 1	(3) 3

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所